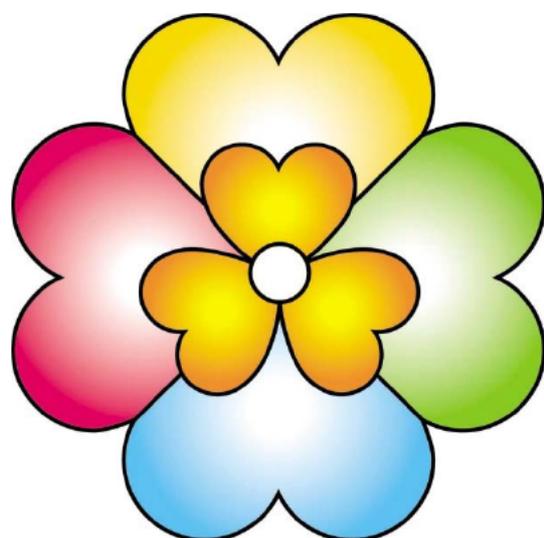


清水町いじめ防止 基本方針



子ども教育の四季 シンボルマーク

平成 30 年 3 月

清水町教育委員会

【はじめに】

いじめは、絶対に許される行為ではありません。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

これまでも、各学校においていじめの未然防止や早期発見、早期対応など、いじめ根絶を目指して様々な取組がなされていますが、いじめ問題への取組は、これで大丈夫ということはありません。

いじめ問題は、学校を含めた社会全体に関する課題であり、社会総がかりで対策を進めるため、国は平成 25 年 6 月「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）」を成立させ、平成 25 年 10 月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。

清水町では、その内容を踏まえ、いじめ根絶に向けた取組を、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、共通認識の下、一体となって進めるとともに、法第 12 条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「清水町いじめ防止基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、かけがえのない存在である子どもたちが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめ防止等の対策に取り組んでまいります。

目 次

はじめに	1
いじめの定義	2
いじめの防止等に関する基本的な考え方	
1 いじめの未然防止	2
2 いじめの早期発見	2
3 いじめの早期対応	3
4 学校・家庭・地域・関係機関との連携	3
学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割	
1 学校の責務	4
2 家庭（保護者）の責務及び地域の役割	5
3 教育委員会の取組	5
4 関係組織の意味	6
重大事態への対処	
1 重大事態の意味	6
2 重大事態の報告	6
3 調査の趣旨及び調査主体について	6
4 事実関係を明確にするための調査の実施	7
5 調査結果の報告	7
その他	7

【いじめの定義】

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめの防止等に関する基本的な考え方】

清水町においては、「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識を持ち、毅然とした態度で取り組むとともに、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるもの」という共通認識の下、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むものとする。

また、いじめの定義から除かれていた「けんか」や「ふざけ合い」について、その背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する

1 いじめの未然防止

- (1) いじめの問題を根本的に克服していくためには、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるもの」との認識を持って、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。
- (2) 全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくっていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組が必要である。
- (3) 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を全教職員で養うことが必要である。
- (4) いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- (5) 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

そのため、学校・家庭・地域が一体となって取組を推進する普及啓発が必要である。

- (6) 幼児期の教育において、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう取組を促す。
- (7) 発達障がいを含む障がいのある児童生徒や性同一性障害、性自認に係る児童生徒等特に配慮が必要な児童生徒に対する適切な支援を行う。

2 いじめの早期発見

- (1) いじめは、早期に発見することで早期解消につながることから、教職員をはじめ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが大切である。

- (2) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識することが重要である。ささいな「けんか」等の兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知することが必要である。
- (3) いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査やHyper-QU、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。
- (4) 早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

3 いじめの早期対応

- (1) いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を迅速かつ組織的に行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ関係機関との連携が必要である。
- (2) 教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。また、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行う学校としてのいじめ対策組織の整備を行い、学校として情報共有を進めておくことが大切である。
- (3) 各教職員は、学校の定めた方針等に沿っていじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
- (4) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。次の二つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめに係る行為がやんでいること
 - ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 学校・家庭・地域・関係機関との連携

- (1) 地域全体で児童生徒を温かく見守り、健やかな成長を促すためには、学校と家庭・地域・関係機関との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

- (2) 子どもの教育については、保護者の責任が最も大きい。規範意識などを養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要である。また、PTAや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題も含めた児童生徒の現状についての情報の共有を行い、共通理解のもと連携し協働で取り組むように努めることが必要である。
- (3) 児童生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の児童生徒や大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、地域の取組などに積極的に参加する機会をつくることも重要である。
- (4) 学校や教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、スクールソーシャルワーカーの活用や、警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携が必要である。

また、日頃から学校や教育委員会と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが重要である。

【学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割】

1 学校の責務

学校は、全ての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「心の居場所」が確保でき、安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められている。

そのため、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの未然防止に向けた取組のほか、いじめの早期発見と早期解決に努める。

- (1) いじめを発見した場合は、校内のみで問題解決を図ることに固執せず、適宜教育委員会をはじめ、スクールソーシャルワーカーや家庭、関係機関と連携を図り、情報共有に努める。
- (2) 日常的に児童生徒への理解に努め、児童生徒の発するサインを見逃すことのないよう早期に発見することが不可欠であることから、定期的なアンケート調査やHyper-QUを効果的に活用し、学級経営の一環としていじめの認知に努める。
- (3) 児童生徒からいじめの訴えがあった場合は、問題を軽視せず、迅速、的確に対応する。
- (4) 学校全体で情報を共有し、相談体制の充実を図るなど、実効性のある指導体制を確立する。
- (5) いじめを受けたり、いじめを知らせる児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめを行う児童生徒に対しては、教育的な配慮のもと、毅然とした態度をもって組織的な指導を行う。
- (6) インターネットを通じたいじめの防止、早期発見のため、「しみずソーシャルメディアガイドライン」に基づいた取組を実施するとともに、定期的にネットパトロールを実施する。
- (7) 事例研究やカウンセリング演習など実践的な校内研修の充実に努める。

2 家庭（保護者）の責務及び地域の役割

いじめの未然防止や根絶のため、家庭教育の重要な柱のひとつとして他の児童生徒にいじめを行わないよう、規範意識を養うとともに、児童生徒がいじめを受けた場合には、保護者として児童生徒に寄り添い、学校をはじめ関係機関等の支援を受けるなど、いじめから守る行動を起こすことが重要である。

- (1) 家庭では、深い愛情や精神的な支えを前提にしたふれあいを重視し、児童生徒の果たすべき役割や認めてくれる人がいることを実感させるために時には褒め、叱ったりするなど、自尊感情を育み、「憩や安心感」のもてる場を確保することが必要である。
- (2) 子どもの目線に立って話に耳を傾けるとともに、子どもの変容を常に見守り、サインを見逃さないことが大切です。問題兆候が見受けられた時には、学校をはじめ関係機関と連携し、適切な方法により早期に問題解決に努めることが必要である。
- (3) 家庭教育では、他者を思いやり、他者に迷惑をかけないという心を育むことが必要です。いじめを行った場合には、厳しく指導するとともに、同じ過ちを繰り返すことがないように見守り支えることが大切である。
- (4) 子どもは「地域の宝」であることから、地域全体で温かく接し、守り育てるために、時には相談相手となり、厳しく指導することも必要である。
- (5) 子どもに異変が感じられた場合には、個人情報に配慮しつつ、学校や家庭と連携した地域での取組を進めることが必要である。
- (6) 子どもがいじめを受けている、又は行っているとの疑いを感じた場合には、在籍する学校や家庭、関係機関等に情報提供するなど、子どもが抱える問題の解消に努めることが必要である。
- (7) スマートフォンなど、インターネットを通じて行われるいじめの防止、早期発見のため、「しみずソーシャルメディアガイドライン」に基づいた家庭での話し合い、ルール作りに努めることが必要である。

3 教育委員会の取組

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われることから、いつ問題が表面化するか予測がつかない状況にある。

子どもの行動の変化をいち早く捉え、関係機関連携のもと適切な取組が行われるよう学校、家庭、地域等との連携の強化を図る。

- (1) いじめの未然防止や根絶を図るため、適宜、いじめ問題に関する調査を実施し、指導体制の充実に努める。
- (2) 各学校の児童会及び生徒会活動等におけるいじめ問題に関わる自主的な取組の支援に努めるとともに、「しみず「教育の四季」子どもフォーラム」等の活動を通じ、地域全体でいじめ根絶の機運が一層高まるよう情報発信していく。
- (3) 命や思いやりの大切さ、差別やいじめのない社会の実現に向けた、子どもの人権意識向上を図るため、関係機関等の協力のもと学習する機会の提供に努める。
- (4) 子どもたちが豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築できるよう、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実に努める。

- (5) 教職員の悩みや不安を解消するため、関係機関の協力を得ながら学校に対する支援や相談体制の充実を図り、いじめ問題に対して効果的で実践的な職員研修の充実に努める。
- (6) 携帯電話やスマートフォンなど、インターネットを通じて行われるいじめ問題の早期発見を図るため、PTA や関係機関と連携し、「しみずソーシャルメディアガイドライン」に基づいた、家庭におけるルール作りの啓発に努める。
- (7) 学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組めるよう、迅速に対応可能な体制の整備に努める。

4 関係組織の設置

町は、教育委員会が行う取組の効果的な実施に向け、必要に応じて、法第 14 条第 1 項に基づく組織を設置するなど、関係する機関等と連携し、必要な体制を整備する。

【重大事態への対処】

1 重大事態の意味

法第 28 条第 1 項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、これを町長に報告する。

3 調査の趣旨及び調査主体について

調査の主体は、学校が主体となる場合と、教育委員会が主体となる場合が考えられるが、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会において調査を実施する。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

(1) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童生徒に十分聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査等を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報提供をしてくれた児童生徒を守るよう配慮する。

なお、いじめを受けた児童生徒に対してはスクールソーシャルワーカー等を活用し、心のケアに努める。

(2) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒から聴き取りが不可能な場合、当該児童生徒の保護者の了解や理解を得て十分な聴き取りを行い、さらに在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査等を行う。

5 調査結果の報告

調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

【その他】

教育委員会は、「清水町いじめ防止基本方針」の取組や内容について実情に即しているかを適宜検証し、必要に応じて見直しを行う。